



6 船員法施行規則第53条1項に掲げる船舶に備え付ける医薬品

船舶の規模により、備え付ける医薬品が定められています。日頃から、必要な医薬品がそろっているか確認しておきましょう。

(甲種衛生用品表)

分 類		品 名	数 量
内 用 薬	中枢神経系用薬	催眠鎮静剤及び抗不安剤	催眠鎮静剤 200錠 抗不安剤 200錠
		解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン ロキソプロフェンナトリウム 適宜 適宜
		精神神経用剤	精神神経用剤 160錠
		その他の中枢神経系用薬	オレキシン受容体拮抗薬 適宜
	末梢神経系用薬	鎮けい剤	鎮けい剤 適宜
	感覚器官用薬	鎮暈剤	鎮暈剤 適宜
	循環器官用薬	不整脈用剤	不整脈用剤 適宜
		利尿剤	利尿剤 適宜
		血圧降下剤	血圧降下剤 適宜
		血管拡張剤	冠血管拡張剤 末梢血管拡張剤 適宜 適宜
	呼吸器官用薬	鎮咳去たん剤	鎮咳去たん剤 適宜
		気管支拡張剤	気管支拡張剤 適宜
	消化器官用薬	止しゃ剤及び整腸剤	止しゃ剤 整腸剤 適宜 適宜
		消化性潰瘍用剤	消化性潰瘍用剤 適宜
		健胃消化剤	健胃消化剤 500錠
		下剤	下剤 適宜
		その他の消化器官用薬	ドンペリドン 適宜
	ホルモン剤	副腎ホルモン剤	プレドニゾロン系製剤 適宜
		卵胞ホルモン及び黄体ホルモン剤	卵胞ホルモン剤 黄体ホルモン剤 適宜 適宜
	泌尿生殖器官用薬	その他の泌尿生殖器官用薬	排尿障害治療剤 適宜
	ビタミン剤	ビタミン剤	ビタミン剤 適宜
	滋養強壮薬	無機質製剤	内服用電解質剤 適宜
	血液・体液用薬	止血剤	止血剤 適宜
		血液凝固阻止剤	血液凝固阻止剤 適宜
	その他の代謝性医薬品	痛風治療剤	痛風治療剤 適宜
	アレルギー用薬	その他のアレルギー用薬	アレルギー性疾患治療剤 適宜
	抗生物質製剤	抗生物質製剤	ペニシリン系抗生物質製剤 130錠
			セフェム系抗生物質製剤 90錠
			マクロライド系抗生物質製剤 160錠
	化学療法剤	合成抗菌剤	ニューキノロン系抗生物質製剤 40錠
		抗ウイルス剤	抗インフルエンザウイルス剤 (吸入薬を含む) 抗ヘルペスウイルス剤 適宜 42錠
	寄生動物用薬	抗原虫剤	抗マラリア剤 適宜
		駆虫剤	駆虫剤 適宜
注 射 薬	中枢神経系用薬	抗不安剤	抗不安剤 10管
		抗てんかん剤	フェノバルビタール 適宜
		解熱鎮痛消炎剤	解熱鎮痛消炎剤 20管

(甲種衛生用品表)

分 類		品 名	数 量
注 射 薬	末梢神経系用薬	局所麻酔剤	20管
		鎮けい剤	10管
	循環器官用薬	強心剤	10管
		利尿剤	10管
		血圧降下剤	10管
		血管収縮剤	5 管
	ホルモン剤	副腎ホルモン剤	適宜
	滋養強壯薬	糖類剤	50管
	血液・体液用薬	血液代用剤	10袋
		止血剤	10管
		血液凝固阻止剤	5 管
	その他の代謝性医薬品	肝臓疾患用剤	20管
	アレルギー用薬	抗ヒスタミン剤	10管
	抗生物質製剤	抗生物質製剤 ペニシリン系抗生物質製剤 セフェム系抗生物質製剤	5 g 5 g
	生物学的製剤	ワクチン類	適宜
		トキシソイド類	破傷風トキシソイド 適宜
外 用 薬	調剤用薬	溶解剤	精製水類 適宜
	中枢神経系用薬	解熱鎮痛消炎剤	ジクロフェナクナトリウム坐剤 適宜
	感覚器官用薬	眼科用剤	眼科用局所麻酔剤 適宜
			眼科用コルチゾン製剤 適宜
			眼科用抗生物質製剤 15mL
			収斂消炎点眼液 適宜
	呼吸器官用薬	気管支拡張剤	サルブタモール製剤（喘息治療配合剤を含む） 適宜
	消化器官用薬	浣腸剤	浣腸剤 適宜
	肛門用薬	痔疾用剤	痔疾用剤 適宜
	外皮用薬	外皮用殺菌消毒剤	ヨウ素化合物 200mL
			アルコール製剤 1,000mL
			石けん類製剤 1,000mL
			その他の外皮用殺菌消毒剤 適宜
			滅菌生理食塩液 2,500mL
			アクリノールガーゼ 適宜
		化膿性疾患用剤	化膿性疾患用剤 100g
		鎮痛鎮痒収斂消炎剤	外用抗ヒスタミン製剤 100g
			副腎皮質ホルモン製剤 適宜
			亜鉛化合物製剤 500g
			その他の鎮痛鎮痒収斂消炎剤 適宜
		寄生性皮膚疾患用剤	寄生性皮膚疾患用剤 適宜
		皮膚軟化剤	皮膚軟化剤 適宜
	歯科口腔用薬	歯科口腔用薬	歯科口腔用薬 適宜
	血液・体液用薬	止血剤	セルロース系製剤 綿型 適宜
			ガーゼ型 適宜
	その他の外用薬	ワセリン類	適宜

備 考

- この表に記載された医薬品の調達に当たっては、国土交通省監修「日本船舶医療便覧」に掲載された医薬品の商品名を参照し、適切なものを選択することとする。
- 末梢血管拡張剤（塩酸イソクスプリン製剤に限る。）、卵胞ホルモン剤、黄体ホルモン剤及び妊娠検査薬は、女子の船員が乗り組まない船舶には、備え付けなくてもよい。



(乙種衛生用品表)

分 類		品 名	数 量		注
			乗組船員 10人当たり	乗組船員数 に関わらず 一定	
内 用 薬	中枢神経系用薬	催眠鎮静剤及び抗不安剤	ジアゼパム製剤 (2 mg)	30錠	○
		解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン (300mg相当) ロキソプロフェンナトリウム (60mg相当)	8錠 14錠	
		精神神経用剤	クロチアゼパム剤 (5 mg)	23錠	○
		その他の中枢神経系用薬	オレキシン受容体拮抗薬	15錠	○
	末梢神経系用薬	鎮けい剤	アトロピン系製剤	13錠	
	感覚器官用薬	鎮暈剤	鎮暈剤	10錠	
	循環器官用薬	利尿剤	フロセミド	20錠	○
		血圧降下剤	アンジオテンシン変換酵素 (ACE) 阻害剤	33錠	○
			アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤 (ARB)	17錠	○
		血管拡張剤	冠血管拡張剤 ニトログリセリン カルシウム拮抗薬 塩酸イソクスプリン製剤	30錠 20錠 17錠 20錠	○ ○ ○ ○
	呼吸器官用薬	鎮咳去たん剤	鎮咳去たん剤	50錠	
		気管支拡張剤	気管支拡張剤	30錠	○
	消化器官用薬	止しゃ剤及び整腸剤	止しゃ剤 整腸剤	適宜 適宜	
		消化性潰瘍用剤	消化性潰瘍用剤	150錠	
		健胃消化剤	消化酵素製剤 総合胃腸薬	200錠	
		下剤	峻下剤 緩下剤	17包 20mL 10錠	
		その他の消化器官用薬	ドンペリドン	10錠	○
	ホルモン剤	副腎ホルモン剤	プレドニゾン系製剤	30錠	○
	泌尿生殖器官用薬	その他の泌尿生殖器官用薬	排尿障害治療剤	10錠	○
	ビタミン剤	ビタミン剤	ビタミンB1剤 (5 mg) ビタミンC剤 (250mg)	33錠 33錠	○
	滋養強壮薬	無機質製剤	内服用電解質剤	10包	
	血液・体液用薬	止血剤	止血剤	20錠	○
	アレルギー用薬	その他のアレルギー用薬	アレルギー性疾患治療剤	13錠	
	抗生物質製剤	抗生物質製剤	ペニシリン系抗生物質製剤 (250mg)	20錠	○
			セフェム系抗生物質製剤	18錠	○
			マクロライド系抗生物質製剤	8錠	○
	化学療法剤	合成抗菌剤	ニューキノロン系抗生物質製剤	10錠	○
		抗ウイルス剤	抗インフルエンザウイルス剤 抗ヘルペスウイルス薬	100錠 42錠	○ ○
	寄生動物用薬	抗原虫剤	抗マラリア剤	適宜	○
		駆虫剤	駆虫剤	3錠	○
注 射 薬	中枢神経系用薬	抗てんかん剤	フェノバルビタール	1管	○
		解熱鎮痛消炎剤	ペンタゾシン製剤 (15mg)	1管	○
	末梢神経系用薬	鎮けい剤	アトロピン系製剤	1管	○

(乙種衛生用品表)

分 類			品 名	数 量		注
				乗組船員 10人当たり	乗組船員数 に関わらず 一定	
注 射 薬	循環器官用薬	利尿剤	フロセミド（20mg）	2 管		○
	ホルモン剤	副腎ホルモン剤	エピネフリン製剤	1 管		○
			副腎ホルモン剤（デキサメタゾン 0.5mL相当）	1 管		○
	血液・体液用薬	止血剤	止血剤		5 管	○
外 用 薬	中枢神経系用薬	解熱鎮痛消炎剤	ジクロフェナクナトリウム坐剤		5 個	○
	感覚器官用薬	眼科用剤	眼科用局所麻酔剤	3 mL	15mL 適宜	○
			眼科用抗生物質製剤 収斂消炎点眼液			○
	呼吸器官用薬	気管支拡張剤	サルブタモール製剤	1 個		○
		含嗽剤	含嗽剤		25mL	
	消化器官用薬	浣腸剤	グリセリン製剤		10個	
	肛門用薬	痔疾用剤	痔疾用剤		10個	
	外皮用薬	外皮用殺菌消毒剤	ヨウ素化合物 アルコール製剤 石けん類製剤 その他の外皮用殺菌消毒剤 滅菌生理食塩液	750mL	50mL 200mL 1,000mL 適宜	
			化膿性疾患用剤			外用抗生物質製剤
		鎮痛鎮痒収斂消炎剤	外用抗ヒスタミン製剤 副腎皮質ホルモン製剤 その他の鎮痛鎮痒収斂消炎剤 ベビーパウダー		100 g 50 g 100 g 100 g	○
			寄生性皮ふ疾患用剤	抗真菌剤		15 g
		皮ふ軟化剤	有機酸製剤	1 枚		
	歯科口腔用薬	歯科用鎮痛鎮静剤	歯科用鎮痛鎮静剤		10mL	
	血液・体液用薬	止血剤	セルロース系製剤 綿型 ガーゼ型		1 個 1 個	○ ○
	その他の外用薬			ワセリン類		100 g

備 考

- この表に記載された医薬品の調達に当たっては、国土交通省監修「日本船舶医療便覧」に掲載された医薬品の商品名を参照し、適切なものを選択することとする。
- この表に記載された注射薬及び内用薬（プレドニゾロン系製剤に限る。）は、医師の助言により施用するものである。
- この表に記載された注射薬は、皮下又は筋肉内に施用するものである。
- この表に記載された医薬品のうち注欄に○印のあるものは、船長の証明に基づき購入するものである。
- この表に記載された乗組船員10人当たり数量は、乗組船員が10人以下の場合は10人とし、乗組船員が10人を超える場合にあっては10人毎の乗組船員数（当該乗組船員数に10人未満の端数があるときは、これを切り上げる。）により算出するものとする。
- 塩酸イソックスプリン製剤及び妊娠検査薬は、女子の船員が乗り組まない船舶には、備え付けなくてもよい。
- アレルギー性疾患治療剤については、当該医薬品の添付文書に眠気を催す旨の注意事項が表示されているものを除く。
- マクロライド系抗生物質製剤のうちアジスロマイシン水和物錠を選択する場合には、乗組船員10人当たりの数量を6錠とする。
- サルブタモール製剤は、乗組船員が10人以下である船舶には、2個備え付けるものとする。



(丙種衛生用品表)

分 類		品 名	数 量		注
			乗組船員 10人当たり	乗組船員数 に関わらず 一定	
内 用 薬	中枢神経系用薬	解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン (300mg相当) ロキソプロフェンナトリウム (60mg相当)	8錠 13錠	
		その他の中枢神経系用薬	睡眠改善薬	30錠	
	末梢神経系用薬	鎮けい剤	アトロピン系製剤	13錠	
	感覚器官用薬	鎮量剤	鎮量剤	10錠	
	循環器官用薬	利尿剤	フロセミド	20錠	○
		血圧降下剤	アンジオテンシン変換酵素 (ACE) 阻害剤 アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤 (ARB)	20錠	○
				33錠	○
		血管拡張剤	冠血管拡張剤 ニトログリセリン カルシウム拮抗薬	17錠	○
				20錠 20錠 17錠	○ ○ ○
	呼吸器官用薬	鎮咳去たん剤	鎮咳去たん剤	30錠	
		気管支拡張剤	気管支拡張剤	20錠	○
	消化器官用薬	止しゃ剤及び整腸剤	止しゃ剤 整腸剤	適宜 適宜	
		消化性潰瘍用剤	消化性潰瘍用剤	100錠	
		健胃消化剤	消化酵素製剤 総合胃腸薬	100錠	
		下剤	峻下剤 緩下剤	17包 20mL 10錠	
		その他の消化器官用薬	ドンペリドン	10錠	○
	ビタミン剤	ビタミン剤	ビタミンB1 剤 (5 mg) ビタミンC剤 (250mg)	33錠 16錠	○
	血液・体液用薬	止血剤	止血剤	20錠	○
	アレルギー用薬	その他のアレルギー用薬	アレルギー性疾患治療剤	13錠	
	抗生物質製剤	抗生物質製剤	ペニシリン系抗生物質製剤 (250mg)	20錠	○
			セフェム系抗生物質製剤	18錠	○
			マクロライド系抗生物質製剤	8錠	○
	化学療法剤	合成抗菌剤	ニューキノロン系抗生物質製剤	10錠	○
	寄生動物用薬	抗原虫剤	抗マラリア剤	適宜	○
		駆虫剤	駆虫剤	3錠	○

(丙種衛生用品表)

分 類			品 名	数 量		注
				乗組船員 10人当たり	乗組船員数 に関わらず 一定	
外 用 薬	感覚器官用薬	眼科用剤	眼科用抗生物質製剤 収斂消炎点眼液		10mL 5 個	○
	呼吸器官用薬	気管支拡張剤	サルブタモール製剤	1 個		○
		含嗽剤	含嗽剤		10mL	
	消化器官用薬	浣腸剤	グリセリン製剤		10個	
	肛門用薬	痔疾用剤	痔疾用剤		10個	
	外皮用薬	外皮用殺菌消毒剤	ヨウ素化合物 アルコール製剤 石けん類製剤 その他の外皮用殺菌消毒剤 滅菌生理食塩液	750mL	50mL 100mL 500mL 適宜	
		化膿性疾患用剤	外用抗生物質製剤	16 g		
		鎮痛鎮痒収斂消炎剤	外用抗ヒスタミン製剤 ベビーパウダー		100 g 100 g	
		寄生性皮膚疾患用剤	抗真菌剤		15 g	
	歯科口腔用薬	歯科用鎮痛鎮静剤	歯科用鎮痛鎮静剤		10mL	
その他の外用薬		ワセリン類		50 g		

備 考

- この表に記載された医薬品の調達に当たっては、国土交通省監修「日本船舶医療便覧」若しくは国土交通省監修「小型船医療便覧」に掲載された医薬品の商品名を参照し、適切なものを選択することとする。
- この表に記載された医薬品のうち注欄に○印のあるものは、船長の証明に基づき購入するものである。
- この表に記載された乗組船員10人当たり数量は、乗組船員が10人以下の場合は10人とし、乗組船員が10人を超える場合にあっては10人毎の乗組船員数（当該乗組船員数に10人未満の端数があるときは、これを切り上げる。）により算出するものとする。
- アレルギー性疾患治療剤については、当該医薬品の添付文書に眠気を催す旨の注意事項が表示されているものを除く。
- マクロライド系抗生物質製剤のうちアジスロマイシン水和物錠を選択する場合には、乗組船員10人当たりの数量を6錠とする。
- サルブタモール製剤は、乗組船員が10人以下である船舶には、2個備え付けるものとする。



(丁種衛生用品表)

分 類	品 名	数 量
内 用 薬	アセトアミノフェン (300mg相当)	8錠
	アトロピン系製剤	13錠
	総合胃腸薬	17包
外 用 薬	収 ^{れん} 斂消炎点眼液	3個
	ヨウ素化合物	25mL
	外用抗生物質製剤	16g

備 考

- 1 この表に記載された医薬品の調達に当たっては、国土交通省監修「日本船舶医療便覧」若しくは国土交通省監修「小型船医療便覧」に掲載された医薬品の商品名を参照し、適切なものを選択することとする。